

| 放射性固体廃棄物の種類 | 原子炉設置変更許可 | 廃止措置計画 | 備考 |
|---------------------------------|---|--|--|
| 使用済イオン交換樹脂 使用済フィルタ 雑固体廃棄物 | <p>【共通編】</p> <p>4.2 JMTR 原子炉施設における放射性廃棄物処理</p> <p>4.2.3 固体廃棄物処理</p> <p>4.2.3.1 固体廃棄物の発生源</p> <p><u>使用済イオン交換樹脂は第3排水系の貯槽に貯蔵し、必要に応じて廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。</u></p> <p><u>使用済フィルタはビニールシート等で梱包し、また、雑固体廃棄物は、専用の廃棄物容器（カートンボックス等）に収容するか、又はビニールシート等で梱包する等、それぞれ放射性物質の飛散防止措置を施し、線量当量率を測定した上で、発生状況に応じて随時、<u>廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。</u></u></p> <p>【JMTR 施設編(添八)】</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.3 固体廃棄物の廃棄</p> <p>通常発生する固体廃棄物には、布、紙、木製品等の可燃性のもの、プラスチック製品、金属製品、無機質製品の不燃性のものがある。これらは、次のように分類する。</p> <p>1) $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物A：表面における線量当量率 2mSv/h 未満</p> <p>2) $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物B：表面における線量当量率 2mSv/h 以上</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物Aは、専用の廃棄物容器（カートンボックス等）に収納するか、又はビニールシート等で梱包する等放射性物質の飛散防止措置を施して、廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物Bは、容器に収納し、遮へい機能を有する運搬容器を使用して、廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、移送及び廃棄物管理施設の受入れ態勢から問題と考えられるような大型、異形物塔については、事前に必要な措置を行うことを原則とする。</p> | <p>【本文十】</p> <p>3. 放射性固体廃棄物等</p> <p>3.1 第1段階に発生する放射性固体廃棄物</p> <p>3.1.1 維持管理付随廃棄物</p> <p>(1) 使用済イオン交換樹脂</p> <p><u>使用済イオン交換樹脂は廃棄物管理施設又は処分場へ移送して引き渡すまでの間、第3排水系の貯槽に貯蔵する。</u>保管に当たっては、原子炉運転段階と同様に、安全上必要な措置を講じた上で適切に管理する。</p> <p>(2) 使用済フィルタ</p> <p><u>使用済フィルタは、放射性物質の飛散防止としてビニールシート等で梱包し、線量当量率を測定した上で廃棄物管理施設へ移送して引き渡すまでの間、保管廃棄施設に保管する。</u>保管に当たっては、安全上必要な措置を保安規定等に定めて適切に管理する。</p> <p>(3) 雑固体廃棄物</p> <p>設備の保守管理等により発生する<u>雑固体廃棄物は</u>、専用の廃棄物容器（カートンボックス等）に収容するか、ビニールシート等で梱包するなど、放射性物質の飛散防止を施し、線量当量率を測定した上で、<u>廃棄物管理施設へ移送して引き渡すまでの間、保管廃棄施設に保管する。</u>保管に当たっては、安全上必要な措置を保安規定等に定めて適切に管理する。</p> | <p>※処分場は機構において新たに設置する埋設処分場を示す。</p> <p>※保管廃棄施設は廃止措置計画の認可後（保安規定の施行後）に設置するもの。</p> |